

4 法人課税

- ▷ 我が国企業の国際競争力の向上や我が国の立地環境の改善等を図り、国内の投資拡大や雇用創出を促進するため、国税と地方税を合わせた法人実効税率を5%引き下げます(40.69%⇒35.64%)。このため、法人税率を30%から25.5%へ4.5%引き下げます。
- ▷ 中小法人に対する軽減税率を18%から15%へ3%引き下げます。
- ▷ 法人実効税率の引下げと併せ、財源確保のための課税ベースの拡大として、特別償却や準備金制度等の租税特別措置の廃止・縮減のほか、減価償却速度の見直しや大法人に係る欠損金の繰越控除の一部制限等を行います。
- ▷ 雇用や投資を促進するため、雇用を一定以上増加させた企業に対する税額控除制度(雇用促進税制)、先進的な低炭素・省エネ設備を取得した場合の特別償却・税額控除制度、国際的に競争優位性を持ち得る大都市を対象とする国際戦略総合特別区域内における特別償却・税額控除及び所得控除制度、グローバル企業のアジア地域統括拠点や研究開発拠点を呼び込むための所得控除制度を創設します。

■法人税率の引下げ(案)

法人税の税率について、以下の引下げを行います。

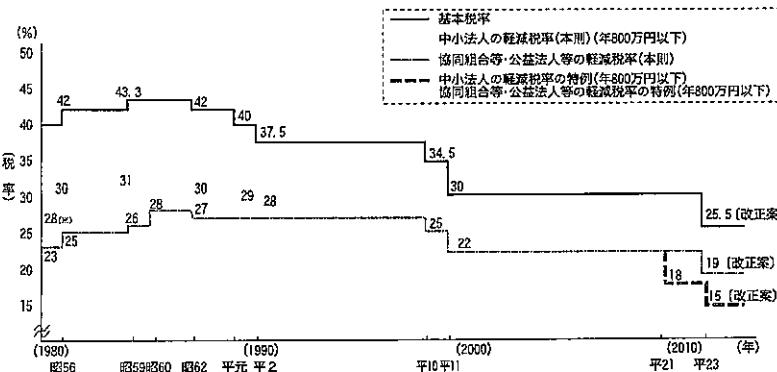
	現 行		改正案	
	年800万円以下	年800万円以上	年800万円以下	年800万円以上
普通法人	30%	—	25.5%	—
(参考) 法人実効税率(国税+地方税(東京都))	40.69%	40.69%	35.64%	35.64%
中小法人	30%	22%(18%)	25.5%	19%(15%)
公益法人等・協同組合等(単体)及び特定の医療法人(単体)	22%	(18%)	19%	(15%)
協同組合等(連結)及び特定の医療法人(連結)	23%	(19%)	20%	(16%)
特定の協同組合等の特例税率(年10億円超)	26%		22%	

(注1) 中小法人には、一般社団法人等及び人格のない団体等を含みます。

(注2) 「現行」欄のカッコ内は、租税特別措置法により平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する事業年度に適用されています。

(注3) 「改正案」欄のカッコ内は、租税特別措置法により平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度に適用します。なお、中小法人・公益法人等・協同組合等及び特定の医療法人の平成23年4月1日前に開始しつつ、同日以後に終了する事業年度については、経過措置として現行の租税特別措置法による税率を適用します。

[参考] 法人税率の推移



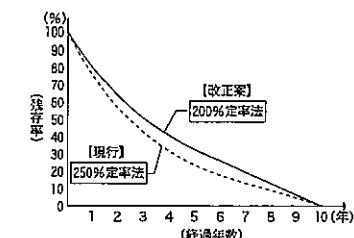
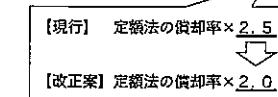
(※) 昭和56年4月1日前に終了する事業年度については年700万円以下の所得に適用。

■減価償却資産の償却率の見直し(案)

定率法の償却率について、定額法の償却率(1/耐用年数)を2.0倍(現行:2.5倍)した数とします。

○ 傷却限度額

- ・ 定額法: 取得価額 × 定額法の償却率
- ・ 定率法: 未償却残額 (=期首帳簿額) × 定率法の償却率



(注) 平成23年4月1日以後に取得をする減価償却資産について適用します。ただし、同日をまたぐ事業年度において、同日からその事業年度終了の日までの期間内に減価償却資産の取得をした場合には、現行の償却率による定率法による償却を可能とする等の経過措置を講じます。

■欠損金の繰越控除制度の見直し(案)

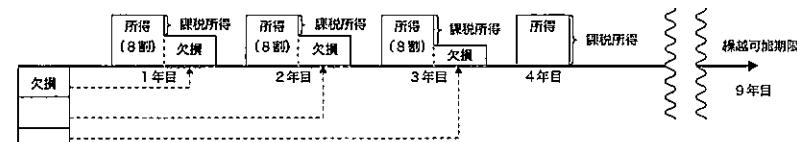
欠損金の控除限度額を所得金額の8割とし、繰越期間を9年(現行:7年)に延長します。

※1 欠損金発生年度の帳簿書類の保存を要件とします。なお、欠損金の更正可能期間も9年とします。

※2 欠損金の繰越期間の延長、欠損金発生年度の帳簿書類の保存要件及び欠損金の更正可能期間の延長については、平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた欠損金額について適用します。

(注) 中小法人等は、現行の控除限度額(所得金額の全額)を存置します。

[改正案]



■貸倒引当金制度の見直し(案)

○ 貸倒引当金制度の適用法人を銀行・保険会社等及び中小法人等に限定します。

○ 銀行又は保険会社等を除く大法人の平成23年度から平成25年度までの間に開始する事業年度については、現行法による損金算入限度額に対して、平成23年度は4分の3、平成24年度は4分の2、平成25年度は4分の1の引当てを認めます。

■一般の寄附金の損金算入限度額の見直し(案)

○ 一般寄附金の損金算入限度額を、資本金等の額の1,000分の2.5相当額と所得の金額の100分の2.5相当額との合計額の4分の1(現行:2分の1)に引き下げます。

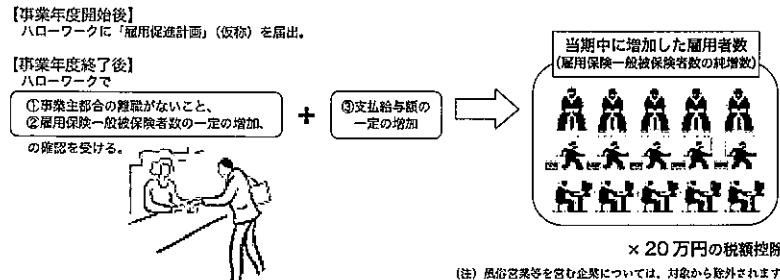
○ 特定公益増進法人等に対する寄附金の別枠の損金算入限度額について、一般の寄附金の損金算入限度額の縮減額と同額の拡充を行います。

■雇用促進税制の創設（案）

以下の要件を満たす青色申告法人に対して、当期中に増加した雇用保険の一般被保険者1人当たり20万円の税額控除ができる制度を創設します（当期の控除前法人税額の10%（中小企業等にあっては20%）を限度とします）。

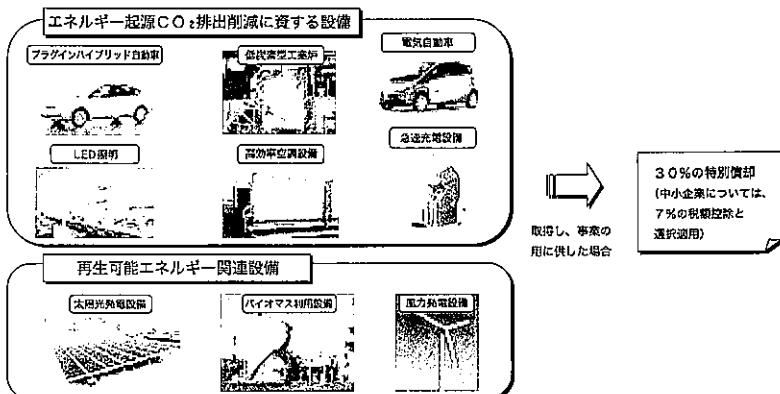
- ① 前事業年度及び当該事業年度中に、事業主都合による離職者がいないこと（注）。
- ② 当該事業年度末の従業員のうち雇用保険の一般被保険者の数が、前事業年度末に比して5人以上（中小企業者等については2人以上）及び10%以上増加していること（注）。
- ③ 当該事業年度における「支払給与額」が、前事業年度より、以下の算定額以上に増加していること。
〔算式〕給与増加額 ≥ 前事業年度の給与額×雇用者の増加率×30%

（注）①②については、ハローワークでの確認が必要。



■環境関連投資促進税制の創設（案）

エネルギー起源CO₂排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大に相当程度の効果が見込まれる設備等を取得し、1年以内に事業の用に供した場合、3年間、30%の特別償却（中小企業については、7%の税額控除と選択制）ができる制度を創設します。



雇用促進税制

〔国税〕

（新設）

① 青色申告書を提出する法人で公共職業安定所の長に雇用促進計画の届出を行ったものが、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度において、当該事業年度末の従業員のうち雇用保険一般被保険者の数が前事業年度末に比して10%以上、かつ、5人以上（中小企業者等については、2人以上）増加したこと等の公共職業安定所の長の確認を受けた場合には、一定の要件の下、当該事業年度の法人税額から、増加した雇用保険一般被保険者の数に20万円を乗じた金額を控除できる措置を講じます。ただし、当期の法人税額の10%（中小企業者等については、20%）を限度とします（所得税についても同様とします。）。

② 平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に、青色申告書を提出する法人で次世代育成支援対策推進法の認定を受けたものが、当該認定の日を含む事業年度終了の日において有する建物等で事業の用に供したものうち、当該認定の日を含む事業年度及び当該認定に係る一般事業主行動計画の期間内に新築をし、又は増築若しくは改築をしたものについて、当該認定の日を含む事業年度において普通償却限度額の32%の割増償却ができる措置を講じます（所得税についても同様とします。）。